

ジョン・ロックとトマス・ホッブス

——近代化論争・其の一——

清水良三

目次

一 序説

二 トマス・ホッブスの政治理論

(一) 背景と方法

(二) 権力委譲とその前後

三 ジョン・ロックの政治理論

(一) 背景と先駆者たち

(二) 自然状態と政治社会

- (三) 主権の性質と実定法論
- (四) 非英国的論理
- (三) 立法権の優越と革命権

一 序説

自然法と社会契約に関する理論構成は、トマス・ホッブス（一五八八—一六七九）とジョン・ロック（一六三二—一七〇四）の著作、特に前者のリヴァイアサン（Leviathan）（一六五一年発行）と後者の市民政府二論（Two Treatises

ジョン・ロックとトマス・ホッブス

on Civil Government)・(一六八九年発行)によって、英国において其の頂点に達した^①。だが、自然法の理論にしろ社会契約にかんする理論にしろ政治思想上においては、既に古代から存在して来たものである^②。初期のギリシャやローマの学者たちにおいては自然法は否定的にとらまえられ、市民法の反対概念として扱われた。だがストア学派の下において、この言葉は積極的な意義をもつようになり、道徳法と同じ意義を与えられるようになった。ローマの法律家たちは通常、自然法 *jus naturale* と万民法 *jus gentium* を同一視した^④。そして其れをユス・キヴィレ *jus civile* と区別したのである^⑤。もっとも、ウルピアヌスによって代表される幾人かのローマ法学者は、明確な差異もあげずにユス・ナチュラレとユス・ゲンチウムを区別した^⑥。中世において通常行なわれた法の分類は、法を自然法と神法と実定法に分けるものだった^⑦。自然法は一般に神の法と結びつき、そして神の法に従属させられた。そしてここにいる神の法の主要原則をプロテスタントはデカローグ (Decalogue) の中にみだし^⑧、カソリックは教会法 (Canon law) の中にみいだすのである。やがて自然法は権威の具現というよりも、むしろ人間の理性の具現であるという考えが次第に前面に姿をあらわしてきた。まったく明瞭にはないけれども、こういう考えが顕著な形をとってきたのは、フーカー (Hooker)^⑨ やグローチウス (Grotius)^⑩ の著作においてであった。それでもなお、バイブルにもとづくテキストや歴史的な先例が彼らの立論の根拠として用いられたのである。だがホブズは彼らに比較すれば、はるかに不明瞭さの少ないやりかたで其の所論を展開した。ホブズにとっては理性以外に自然法なるものは存在しなかった。彼にとっては、自然法の諸規定は人間性にもとづく理性から演繹的に得られたものであった。

政治的社會の設立に先立って自然状態なるものが存在し、そこにおいては人々は自然法の下においてのみ生活し、自然的権利を保有したのである——斯様な考えかたはホブズ以前の著作家たち (たとえばマリアーナやグローチウ

スによつても折に触れて述べられていた。だが、こういう考えが顕著な形をとるようになって来たのは十七、十八世紀になつて来てからである。自然状態という概念は歴史的なものであるけれども、それは実証主義的な歴史学の方法によつて調査されたものではない。それは自然法と自然権の必然的な前提であるとみなされていたのである。権威の基礎を人民の間に求め、譲渡すべからざる人間の権利という考えを支持せんがためには、国家の権威と法の確立にさきだつ人類の原始的な結合社会を考へておくことが望ましかつたのである。さて、ここにいう自然状態にかんして二つの考へかたがあつた。その一つは自然状態を単純と美德の支配する牧歌的な状態とみなし、市民的な権威の確立によつて此の状態は破壊されたものとみなし、人々は其の状態の再到来を望んでいると考へる。もう一つの考へは自然状態を鬭争と暴力の状態とみなし、この状態は国家が確立されたことによつて修正されたものとみなすが、しかも人が政治的に賢明であり精神的でない限り再びこの状態に復帰する傾向があると考へる。

中世においては人間の墮落という考へかたが支配的であり、教会は国家に敵対していたので、其の結果神の教へにそむく政治社会は害悪とみなされ、神によつてみいだされたままの原始的な無政府状態が本質的には祝福された状態であるとみなされた。ところが十六世紀は経済的な変化と政治的拡張の時代となつた。古い秩序は非難され、新しい理念が歓迎された。政治理論家たち——特に王の権力を壮大なものたらしめようとした政治理論家たちは自然状態を極端な野蛮状態であるとみなし、秩序あるよく統治された政治社会をば、文明が実現したもつとも高貴な仕事であると考えた。そして此の考へはまたトマス・ホッブスの見解でもあつたのである。だがやがてルソーの現われる頃になると、原始的な単純さのもつ素晴らしさへの憧れが再び起つて来た。この時代の文献には高貴な野蛮性 (the noble savage) に対する賞讃の辞が多くみられる。たとえばルソーは自然状態を無邪気と喜びの状態としてえがき、彼の時

代の害悪を矯正するための唯一の手段として、自然的な単純性への復帰を要請したのであった。

国家が協定あるいは契約によって設立されたものであるという考えもまた決して新しいものではなかった。そういう考えはプラトンやアリストテレスによって既に言及されているし批評されてもいる。誓約(covenant)という形で旧約聖書の中でえがかれているし、さらには教会を通じて中世政治思想の中にも導入されているのである。領主と家臣の間の封建的な義務は両当事者の自由意志によって遂行せられていたものと考えられるが、そういう義務関係もまた、統治者と臣民との間の関係には契約的な基礎があるという考えかたに道を開いたのであった。^⑮ 法学的な面においてそれはローマ法のパートナーシップあるいはコーポレーションと密接なつながりをもっていた。^⑯ ウイリアム・オブ・オッカム(William of Ockham)は、市民政府と私有財産の基礎を被治者の同意に求めたのであった。十六世紀の後半までには、こういう考えかたはきわめて一般的なものとなり、当時の諸君主の臣民に対する絶対的な支配権の主張に抵抗するにあたって大いに用いられた。それはまたイエズス会の修道士たちによって世俗的な権威がもたら人民の基礎にもとずくという考えをけなすためにも用いられた。それはまた、ビュカナン(Buchanan)やアルトシウス(Althusius)やランゲール(Languet)の理論の中で指導的な役割を果たした。ある場合においてはそれは真の宗教を支持せんがため神と人民の間の契約であるとみなされ、或る時には政治体(body politic)を設立するためのすべての人のすべての人の契約(a contract of every man with every man)であるとみなされ、ある時にはそれは人民と支配者との間の契約であるとみなされ、この契約によって権威が人民から支配者に委任される条件が定められるものと考えられた。

英国においてはリチャード・フーカーが既に一五九四年に其の著 *Laves of Ecclesiastical Politie* の第一巻において最初の社会契約論を展開した。経済的な利害関係の重要性、新しく出現して来た富裕な商人階級の影響、法律実

務家たちの強い社会的地位——これらがこの国において社会契約論を人氣あらしめた要因であった。内乱期間中契約論は王権神授を主張する君主に反抗する民主主義政党の立場を弁護する理論として顯著な役割を果たした。そしてコモンウェルスの時期の公文書は人民の協定 (agreements of the people) の形をとったのである。かくて社会契約論はウィッグ党の政治的信条の中に迎え入れられたが、社会契約説を表現した具体的な文書は、レストレーションにつづく反動の時期（一六七二年）にオクスフォードにおいて焼却せられた。だが一六八八年の革命以後社会契約説は再び承認された。そしてジェームズ二世の放逐は、同王がまちがえた政治を行なうこと (misgovernment) によって王と人民の間の原初的契約に違反したという理由によって正当化されたのであった。^⑩

自然関係を市民関係に交代させた社会契約論は十七世紀後半および十八世紀の大部分を通じて、指導的な思想家たちによって一般に受諾されることとなった。それは王権神授説に交代し得る唯一の合理的な理論であるように思われた。それは專政的王権を制限する方法を示しているが故に自由を擁護する人たちの心に訴えたのである。神学的な解釈方法からの別離を求めていた哲学的な思索家・合理的な思索家たちは此の理論を採用した。なぜならそれは従来は論議することも批評することも出来なかつた權威に人間的基礎を与え論議と批評を可能ならしめたからである。

さらに社会契約論は社会の進化に対して人間の自覚的な意志がはたす役割を強調し、自然権を保持する個人の利害関係を第一次的な重要性を有するものとして考えたが故に、多くの人の心に訴えたのであった。この理論は本質的には非歴史的なものであり、後にヒューム、ベンサム、バークおよびカントなどの諸学者によって批評され論破されるに至ったが、^⑪英国アメリカおよびフランスにおいて巨大な影響力をもち、ロックやルソーの著作を通じて近代民主政治と個人の自由を実現した諸革命の基礎を構築したのであった。この論文はかかる大きな社会的影響力をもった社会契

約論の構築者のうちから特にホッブスとロックをとりあげ、両者の比較検討の中から英国における近代政治思想の成立過程を概観しようとするものである。

二 トマス・ホッブスの政治理論

(一) 背景と方法

英国人による最初の包括的な政治哲学の書物はトマス・ホッブスによって書かれた。⁽²¹⁾ ホッブスは元来哲学者であつて党派心をもつた政治家ではなかつた。彼は自ら著作をなすにあたって永遠の真理の問題を取り扱つてゐると思つていたのであり、あらゆる時代のために役立つ書物を書いてゐると思つてゐた。だがそれにもかかわらず、彼は彼が生きていた時代の諸問題に大きく影響を受けたのである。彼の生活は王朝派(Royalist)の人たちと密接なつながりをもつてゐた。だが彼の理論の絶対主義的な傾向にもかかわらず、それは王朝派の中の聖職権支持者たちの間に烈しい敵意と反対をまきおこした。それはホッブスがローマ・カソリック教会の力について否定的な態度をとつたばかりでなく、アングリカン・チャーチを単なる国家の一機関たらしめようとする考えをもつてゐたからである。⁽²²⁾ ホッブスはピューリタン革命が生んだ無法と混乱の中で大いに悩まされたのであつた。彼が好んだのは秩序ある和解であつて、彼の考えによれば、反君主主義者たちによって提示されていた自然法理論はかえつて無政府状態をもたらすものであつたのである。

彼は王權神授説を信ずることが出来なかつたので、強力な国家と絶対主義的な政府を正当化するために合理的な基準を求めたのである。其の結果、彼は自然法理論と社会契約論を絶対主義擁護のために考究発達させたのであった。彼の考えによれば国家主権は疑念をはさむ余地のない従順さを根柢にして成立する。国家とは偉大なりヴァイアサン・人々から成る「巨人」であり、絶対的な統合とあらゆる包括的な権力が其の中に存在しなければならぬ。彼にとつては国家内のすべての結社は「リヴァイアサンの内臓に巢喰う虫」"worms in the entrails of Leviathan"であつた。チューダー朝以前の英国国家は、自治都市、莊園、ギルドおよび教会などのゆるやかな連合体であつたが、ホッブスはそういう国家は全く強力な民族的な君主政治 (an allpowerful national monarchy) によつて交代させられねばならぬとのべた。主権の不可分性についての理論および法律をば主権者の命令であると考える理論は、既にフランスにおいてボーダンによつて発表せられていた。英国においてはトマス・スミスが其の著 *De Republica Anglorum* (一五八三年) においてボーダンと同じような主権概念を展開しながら、しかも主権を英国の議會と同一視したのであつた。²⁴⁾ だがスミスの著作においては政治的主権と法的主権および歴史的な主権との間にいくつかの混同がみられたのであり、それに較ぶればホッブスの説明はもっと明瞭であり、かつ一貫性をもつていたのである。

ホッブスは其の有名な書物の著作をするに當つて歴史的事実に殆んど注意をほらわず、また權威ある著書からの引用ということにも殆んど関心をもちなかつた。彼は指導的な概念についての慎重で正確な定義づけを以て其の著作を開始し、そこから演繹的に合理的な論理の連鎖をひろげて行つた。当時あたらしく勃興しつつあつた自然科学の影響をうけて、彼は機械的にまた決定論的に人間の性質についての彼の見解を述べて行つた。彼は選択の自由を認めようとしなかつた。また人類が原始時代の無邪気な祝福されていた時代から墮落したのだという中世的理念を信じてもい

なかつた。彼はまた人間は生まれながら大体平等であり、何人も恐怖を超越するほど強くなく、危険性を避け得る程度の弱くない性質をもっていると考えていた。人々の間には競争があるから自然状態とは無政府と暴力状態の一つであり、すべての人の手は彼の隣人の方にふりあげられている。人の生活は「孤独・貧困、不潔、野蛮であり、短い」。そして権利や正義の理念はまだ知られていないというのが自然状態についての彼の解釈であつた。

(二) 権力委譲とその前後

政治社会は安全確保への希望から社会契約によって人為的につくられたものであるというのが彼の解釈であつた。自利こそがすべての権威と法の背景にある動機であつた。法は一般の自己保存への欲望の結果生じて来たものである。道徳は法の結果として発生して来たものである。こういう訳でホッブスの考えははっきりと功利主義的であつた。道徳は単に便宜手段に過ぎなかつた。自己保存の必要が人々に統合することを余儀なくさせ、また行為の規則あるいは法律に従うことを余儀なくさせた。²⁶そしてこれらの行為規則あるいは法律が道徳上の諸規則をつくりだした。ホッブスはまた自然権と自然法の間に区別をした。自然権とは、思うように彼自身の力を使用せんがためにすべての人が彼自身の存在を維持するために持っている自由であつた。²⁷一方、自然法とは、理性によって発見される規則であり、人が其の存在を維持するために都合の悪いことは、何事であってもこれを禁止するものである。人々のもつ平等な自然権は、自然状態を戦争状態たらしめた。自然法は人々をして国家および主権者を設立せしめ、これによって自然状態——戦争状態から人々を避けさせた。そしてひとたびこのことが為されるならば、其の後は主権者の意志は唯

一の本当の法となるのである。

平和を保障せんがため相互協定によつて政治社会を結成するに至つた個人個人は、彼らの自然権を放棄して彼らを畏敬状態の中におくとともに彼らの行為を共通の利益に向けさせるような或る共通の権力にこれを移譲せざるを得なくなつた。この権力を受けとる人 (one man) または団体 (one assembly of men) が主権者であつた。だが注意すべきことは主権者はこの契約の当事者ではなかつたといふことである。²⁸ 契約の当事者は社会の中の個人個人であつた。そして主権者はこの約束の結果として生じて来たものである。それ故彼は無限の権力の代表機関であり、奪い去ることの出来ない権威をもつた機関である。まつたくのところ、彼は彼の権力を委任することは出来るかも知れないが、彼の権力が彼から奪い去られるといふことはあり得ないのである。契約はひとたび為されればこれを破ることは出来ない。最初に主権者に権力を委譲する契約が決定的に重要なのであつて、それ以降は主権者の同意なくしては別の契約がなされることはない。前の契約が他のすべての契約を無効にしてしまうのである。²⁹ 何故ならば、契約に従ふことを拒否する人は、原始的な戦争状態に逆行し破壊されてしまふであらうから。

三 主権の性質と実定法論

主権は必ず一人の人に付与されるべきだといふことをホッブスは主張してはいなかった。³⁰ だが彼は君主政治がむしろ望ましい政府形態であると信じていた。³¹ 何故ならば君主政治は羨望や自利追求の情熱 (passion) によつて支配されることや、内戦による崩壊の憂目に遭ふことがもつとも少ないからであると彼は考えた。³² 彼は主権は絶対であり分割

することは出来ないということ、また主権は単一の機関の中に位置しなければならないことを主張した。⁽²⁴⁾ 権力を制限されている王は主権者とは言えない。何故なら彼はそれを制限する権力をもつ人々に優越できないからである。⁽²⁵⁾ またホッブスが社会契約による国家の設立について述べる時、彼はそういうことが歴史上実際におこったということ強調してはいなかったことに注意する必要がある。彼は自然状態をむしろ論理的で通常な人類の状態であると考えていたのであり、政治組織はそういう状態を限定しているものと考えたのである。

たとえ暴君政治の場合であっても臣民の抵抗権ははっきりと否認された。不正な統治者の処罰はただ神にのみまかされるべき事である。臣民の自由の範囲は主権者が禁止していないことの中に限られる。⁽²⁶⁾ また自らを他に放棄し得ないこと、自己保存のこと、自らを告訴しないこと——これらの自然権の中に臣民の自由は存する。他方主権者は臣民を保護するために設立されたものであるから、臣民の義務が正当であるのは、主権者がこの役割を果たし得る限りにおいてである。⁽²⁷⁾ もしも主権者に対する抵抗が既に多数者によって行なわれてしまっており、あるいは多数者が死刑をも辞さない不退転の決意で反抗運動に踏み切ってしまった場合、⁽²⁸⁾ 彼らは其の行動に参加し、たがいに援助し防衛し合う自由をもつ。その場合主権者は平和を維持することに失敗したのであり、それ故彼の合法的な権利は消滅することになるであろう。ホッブスの著作はこの部分で論理的な混乱に陥っているといわれている。⁽²⁹⁾ だが彼は温情主義の政治に加担している訳ではない。主権者は詳細に立法を行なう権利をもっているが実際において彼は平和をみださなものは何であれ許可すべきでないと考えた。法律は数少なく簡単であるべきである。ホッブスには社会福祉の推進者としての国家という考えはなかった。それは野蛮な本能から人々を保護するために要求される必要な害悪であったのである。

ホッブスは法律をば臣民に対して向けられた主権者の正式の命令であると定義し、法律を道徳および政策からはつきりと區別した。法律を作成したり廃止したりする権限をもつのは主権者だけであつた。だが主権者自身は法の上にある存在であり法に従うものではなかつた。ホッブスは自然法を “Do not that to another, which thou thinkest unreasonable to be done by another to thyself” という一文に含まれているとし、それ故、何の布告も公布も必要としないもののだと述べた。④⑤そして「つくられた法が、かつまた、しらせられるのでなければ、それは法ではない」としているので結局彼は自然法を容認しようとはしなかつたのであるが、それはまた、かりに自然法が存在するものとするならば、誰でも自分勝手に自然法の解釈をすることが出来るからという理由によるものであると一般に言われている。当時英国内には色々な意見があつて、あるいは道徳法を支持しあるいは慣習を支持し、あるいは判例の拘束性を高く評価したが、ホッブスはそのような支持や評価を排斥した。そして、主権者の意志を權威あるものとしたのである。

ホッブスは主権者は俗世の問題において最高の位置を占めるばかりでなく精神界の問題においても最高であると考へていた。だが実際においては彼は信教の自由を認める意見に賛成だったのである。ホッブスの時代の英国においてはピューリタンの主張とカソリックの主張が、彼がぎわめて大切に考へていた国家の絶対的主権を脅かしていた。彼の一番強い非難はカソリックの教会に対して為された。彼は教会の権利を認めようとせず、また教会がそれによつて人間の精神を支配しようとした教義を認めようとしなかつた。彼は聖職者たちからはげしく攻撃され其の無心論を非難された。当時何年かにわたつてあらゆる種類の自由思想はホッピズム (Hobbism) の烙印をおされたのである。

(四) 非英国的論理

ホッブスの理論は英国政治思想の中に直接的な後継者を殆んど見出さなかった。だがクロムエルが其の独裁的な政治権力を獲得しようとしたことは、彼の影響を受けたであろうことは想像される。レストレーション期の君主政治擁護論者たちはホッブスを信用しなかった。なぜなら彼はすべての教会に対して殆んど尊敬心らしいものを示さなかったし、また王制の起源についての彼の世俗的な学説は、王権神授の理論と衝突したからである。議会の指導者たちはホッブスが君主権の制限を認めようとしなかったことを嫌ったし、またホッブスが主権者の命令の背後に自然的な立憲的な基本法があることを認めようとしなかったことに嫌悪心をいだいた。彼の理論が英国において復活したのは十八世紀後半になってからであって、ベンサムやオースチンの著作においてであった。彼が国家を人間的な有機体になぞらえたやりかたは、後に至ってスペンサーや其の他の社会学者たちによって採用された。ヨーロッパ大陸においては彼の理論は直接スピノザによって承継発展させられたのである。^④主権の絶対的な性質についてホッブス以上に極端な見解をとったものはいない。マキャヴェッリも政治を宗教と道德から分離させているけれども、ホッブスは政治を宗教や道德よりも上位においたのである。ポードンは神法・自然法・国際法による主権の制限を認めただけれども、ホッブスは主権を無制限な全面的な権力をもつものとして扱った。グローチウスは自然法と国際法がすべての国家を拘束していることを教えたがホッブスは自然法や国際法やさらには神法でさえも、それが人に対して拘束力をもつのは主権者の意志を通ずることによってのみであると教えたのである。ホッブスの主権論は結局は絶対主義的

な主権論といえるであろうが、しかし注意する必要があることは彼の理論はすべての人は元来平等であるという考えの上に成立しているということである。しかも彼はより大きな程度の個人の自由が望ましいという信念にもとずいて其の理論を展開していたということである。社会契約論を絶対主義擁護論へ転換しようとした彼の試みは完全な失敗であった。かくして革命と民主政治へ向つての理論的主軸はロックによって把握せられることになった。

三 ジョン・ロックの政治理論

(一) 背景と先駆者たち

一六六〇年の英国王制のレストレーションは王と国教会の連携を強化した。そして王権神授説と消極的服従説にあたらしい刺戟を与えたのであった。ロバート・フィルマーの著作に大いなる人気が集まり、それが当時の支配的な理論であることを示していた。王とアングリカン・チャーチの支持者たちはトーリー (the Tories) と呼ばれていたが、彼らは王権を制限したり或いは教会と国家における現存制度を自由化しようとするウイッグ (the Whigs) の試みにことごとく抵抗した。彼らは国家は人民の契約にもとずいて成立しているのだという理論、あるいは人民は抵抗権をもっているのだという理論を認めようとはしなかった。彼らはたとえ暴政の場合であっても人民には抵抗権はないと考えていたのである。かかる反動の気流の中でハリントン (Harrington) はロンドン塔におくられ、ミルトンの著作は絞首

刑執行人の手によって焼却された。⁴⁴⁾

各派のプロテスタントは信教の自由を主張したが政治において積極的な役割をはたすことはしなかった。そして彼らが主張していた急進的な政治経済論は、実際面では其の姿を消してしまつたのである。この時期における信教自由の制度化を妨げたものは非国教徒のプロテスタントやカソリック教徒たちの新制度に対する恐怖心であつた。チャールズ二世の統治下において教会派の人たち (the church party) は非国教徒を自由主義的に取扱う傾向があつたが、カソリックに対しては恐れを抱いていた。だが此の恐れはやがて好意的な気持に変わつて行つたようである。⁴⁵⁾ やがてジェームズ二世が王位を継承したが、彼はカソリック教徒であることを公言した人物であつて、国教派と非国教派を統合し、以前からあつた王の特権についての論争を復活させ、ウィッグ党を権力の場に登場させることになつた。ジェームズ二世の廃位と革命会議の活動によつて実現したウィリアムとメリーの王位承継および権利章典の採択は王権主導的政府理論に対する議会主導的政府論の最終的な勝利を示したものであつた。だが一六八八年の革命は共和主義的な政府形態あるいは平等の理論には何らの信もおいていない保守的で實際的な人たちの手によつて行なわれたものであつた。彼らは王権神授説に反対ではあつたけれども、彼らの欲したのは制限的な君主政治であり、貴族主義的な政府管理であつた。英国政治におけるウィッグ派の特徴であるかういふ考えかたはジョン・ロックの政治哲学の中に表現されて行つた。

ロックがあらわれる以前においても、フィルマーの挑戦を受けて立つた人に、アルジャーンソン・シドニー (Algernon Sidney) なる人物があつた。⁴⁶⁾ 彼は進歩的なウィッグ党員であり、自由に対する確固たる信念をもつていた。シドニーは叛逆罪をもつて告発され、ライ・ハウスの陰謀 (Rye House Plot) の後、処刑されたのであるが、この時彼に向つてな

された非難事項の中には、当時まだ未出版であった彼の著作・政府論 (Discourses Concerning Government) の内容が含まれていた。彼は王権が神から与えられたものであるという考えに合理的な根拠から反駁を行ない、権威は公共の同意にもとずいて成立するものだという理論を展開した。シドニーの著作の中には彼の巨大な歴史研究の成果が充分にもりこまれていたが、彼は特にローマ共和国の歴史に魅力を感じていたようである。多くの点で彼の政府論はマキヤヴェッリの「リヴィについての諸講義」(Discourses on Livy) に似かよっていたといわれる。

シドニーは其の限定的契約論を展開するにあたってミルトンの方法に従った。そして人民は支配者に彼らのもっている或る種の権限を委託するが、いくつかの自由は彼ら自身のためにとっておくのだと説明した。彼はまた契約は契約を作成する人だけを拘束する、あるいはせいぜい契約を作成した人たちの子孫だけを拘束すると論じ、さらに契約は支配者が委託された権限を公共善 (the public good) のために使用している限りにおいて有効であると論じた。シドニーは自由を賞讃したが平等を嫌った。彼は穩健な立憲制度を好んだのである。彼はレストレーシヨンの暗黒期に自由の焰をもやし続けることに成功した。そして一六八八年の立憲的革命的革命の推進力となった。

レストレーシヨン期のもっとも独創的な思想家はハリファックス侯・ジョージ・サヴァイル (George Savile, Marquis of Halifax) であった。彼はウィッグ党とトーリー党との紛争において中間の道を進んで行ったのである。彼はまともな著作というものを一つも残していないけれども、彼が折にふれて書いたパンフレットはウィットと金言に満ちており、深い思索と観察の跡を示している。ハリファックスはもともと保守的な性質の人で、穩健な妥協政策を好んだ。ホッブスと同様に彼は人間性について悲観的な見解をもっていた。彼は迫害と暴力に反対し、内乱を避けたいという希望をもっていた。彼は制限付の君主政治と制限付の個人的自由を弁護した。また彼は立憲的な合法的な方法を

支持した。彼はカソリック教徒や非国教徒を寛大に扱うことに賛成であった。もっともカソリックに対して役職を付与することには反対であった。外交政策の面で彼は英国がオランダとの間に協商関係をもつべきこと、フランスとスペインの間に勢力均衡を維持すべきことを主張した。そしてクロムウェルが弱国よりもむしろ強国を支持したとして其の間違いを指摘した。⁴⁷彼は英国の安全を維持するための基礎として、強力な海軍を保持することの重要性を指摘した。彼は経験主義的な精神で政治に接近し、現実には及ぼす作用によって理論の妥当性を検討しようとした。彼は君主主義者たちの王権神授説に反対し、また共和主義者たちの自然権理論にも反対した。大部分の人たちが聖書と先例に行動の規範を求め、あるいは根本原則や自然法を追究していた時代において、彼の考えの近代性は非常に新鮮なものであった。ウィッグ派の理論——特にシドニーやロックによって展開された理論はフランス国内に多くの支持者をみいだした。シドニーの政府論は一七〇二年にフランス語に翻訳され、ルソーに読まれている。ルイ十四世の王朝において有名な説教師であったルイ・ブルダール(Louis Bourdaloue, 1632-1704)は、王の面前でシドニーの理論を説いた。一七五〇年にルネ・ルイ・ダルジャンソン(René Louis d'Argenson, 1664-1757)は「政治と自由にかんする英国的理念は、海を渡って来て当地において採用されつつある」と述べている。アメリカにおいてはウィッグ派の理論が植民地人たちによって採用され、一七七六年の独立宣言や一七八七年の憲法の中にまで、しみこんでいる。⁴⁸

(二) 自然状態と政治社会

一六八八年の革命の理論家はジョン・ロックであって、政治学についての彼の主要な著作は議党政党の哲学的弁護

であった。ロックは当時英国内にひろがりつつあった自由化の雰囲気の中で其の思想を形成して行った。彼はウィック
グ党の創設者であるシャフツベリー卿の秘書であり、⁴⁹ 実際政治にもいくらかの経験をもっていた。彼の市民政府二
論は、元来シャフツベリー卿の政治計画を支援しようとして構想されたものである。⁵⁰ 彼はスチュアート王朝期の後期
に勢力をもっていた宗教的、政治的方針に反対であった。彼は英国国教徒の王権神授説にもフィルマーの王権神授説
にも反対であったし、ホッブスが其の社会契約論から演繹した絶対主義理論にも反対であった。同時に彼は急進的な
ウィック党員たちによって抱かれていた極端な考え方にも賛成しなかった。

ロックの市民政府二論のうちの第一部は王権神授説にもとづく王の特権論の誤りを指摘するために書かれたもので
ある。それはフィルマーのパトゥリアーカ (Patrician) の議論に一点一点反駁して行くというシドニー (Sydney) の方
法に従って行なわれた。其の第二部・市民政府論 (An Essay concerning the True Original, Extent and End of Civil
Government) は政府の起源・性質・範囲についての包括的で組織的な議論である。ロックはリヴァイヤサンの理論に
綿密に論駁して行くことは避けられども、暗黙のうちにホッブスに対する理論的回答を意図していたのであった。
ロックはフーカーの理論的影響下にあることを認めている。彼はフーカーから其の主要理念をひき出している。ロッ
クはホッブスの個人主義的な考えかたと、政治社会の結成が契約によって行なわれるという考えかたには賛成した。
だが其の他の点ではロックはホッブス哲学のほとんどすべての前提に反対した。⁵¹

ロックによれば原始的な自然状態とは、平和と理性がひろく行なわれていた状態であった。それは政治以前ではあ
ったが社会以前の状態ではなかった。⁵² それは無法状態ではなく法的な状態 (jural condition) であった。そして其のよ
うな状態をおおう法とは、神学的な基礎をもった自然法であり、⁵³ 人々はそういう自然法の下に生活していたのであ

る。そしてここにいる自然法を、自然状態の中における人々を指導せんがための理性によって定められる規則の一体であると定義した。しかもロックにとっては、神自身が純粹の理性なのであり、それ故、神は実際に合理的なのである。^{⑤4}彼のこういう自然法についての考えは、グローチウスの考えを継承したものである。ホブスは自然法を現実の法の反対概念であるとしたが、ロックは自然法を現実の法に先立つ状態であるとした。彼の考えによれば、すべての人は自然法の下において平等であり、平等な自然権を保持している。自然状態の中で自然法の支配に服しながら人はまた自然権を与えられているのであり、それは特に、生命・自由・財産に対する権利であった。^{⑤5}また、ホブスと同じように、彼は自己保存の権利を基本的なものであると考えた。彼は自由をば「自然的な自由 (the natural liberty of man) と社会的自由 (the liberty of man in society) に分け、前者は人が彼自身の規則として自然法をもつ以外に、地上のいかなる優越的な権力からも解放されていること、人の意志および立法的權威の下に立たないこと。後者はコモンウェルスの中に同意によって設立された立法権以外の下に立たず、また立法府が受けている信託にしたがって行なうであろう立法以外に、いかなる意志の支配も受けず、いかなる法律の制御も受けないことだとした。^{⑤6}そして私有財産は、個人が彼の労働を何らかの対象に没入させた時に、原始的な共有状態からひき出されたものであると彼は考えたのである。^{⑤7}

自然状態から社会契約への移行はどのように説明されるのであろうか。ロックはこれを次のように説明する。自然法を構成しているものが何であるかについて、意見の一致がみられないこと、^{⑤8}確立された法にしたがってすべての紛争を解決する公正著名な裁判官が存在しないこと、^{⑤9}また不正に対して彼の自然権を維持して行くだけの能力が個人にないこと——^{⑥0}これらのことが一緒にあって不確実な状態を生み出し、ついには許しがたき状態になってくる。その結

果、個人は社会契約という手段によって政治体を結成し、生命・自由・財産に対する彼らの自然権が保存されるという保証と引き換えに、自然法を解釈しこれを執行するという彼らの個人的な権利を、其の政治体に委付するのである。それ故に、ロックにとって契約とは、特定の限定的なものであって、ホッブスが述べたような全般的なものではなかった。さらに、このようにして委付された権力は、単一人または機関に付されたのではなくて、全体としての社会に委付されたのであった。政治社会あるいは国家の主権者といえども、絶対的なものではなかった。それは自然法を保護する権力をもっているに過ぎないのである。まったくのところ「主権」*re: "Sovereignty"* という言葉はロックの政論の中には現われないのである。^⑧

さらに、斯様な契約には多数者支配の必要が含まれている。各個人は社会に対して、自然法を執行するという彼の権利を放棄した。かくして少数者は多数者の意志に拘束されねばならぬ。そして多数者は必要の場合には力を行使してもよいのである。^⑨ 政治社会の構成員になることについての各個人の承諾は、明示的である場合もあるし、黙示的である場合もある。^⑩ 暗黙の同意は其の社会の中にとどまること、あるいは其の社会の中で財産を保持することによって与えられたことになる。かくして原始契約の救果は、契約を最初に行なった人たちの子孫にも拘束力があるものとされたのである。ロックはホッブスよりも社会契約をば、歴史的に起ったこととして見ようとする傾向があった。^⑪ だが彼は、社会契約の起源よりも、其れが含まれている意味をより重要であると考えていたのである。

(三) 立法権の優越と革命権

はつきりと述べてはいないけれども、ロックは国家と政府の間の区別をみとめていた。市民社会が設立されたあと、それによって政府が設立される第二番目の契約がなされるという見解を示していると思われる箇所が所々にある。ホブスやロックより以前の反君主主義者たちは、それによって支配者の権威がつくり出される人民と王との間の「政府契約」(Governmental Contract) というものを強調したけれども、ホブスとロックは共にそれによって国家が形成される人民間の「社会契約」(Social Contract) を強調したのであった。ロックは政府形態をアリストテレスの伝統にしたがって、三つに分けた。彼の分類によると、それは君主政治 (monarchy) と寡頭政治 (oligarchy) と民主政治 (Perfect democracy) であるが、それは国家機構の中で立法上の権威がどこに存するかを基準として考慮されたものであった。彼の見解によれば、執行部と司法部は明らかに立法機関に依存しているものと考えられた。だがロックは彼の議論の中に既に含まれていた権力分立論を^⑧発達させようとはしなかった。彼は人民選挙によって管理される代表たちの手に握られている民主政治を最善の政府形態であると考えた。王から立法権が剝奪されているのであれば、また王の支配権が人民の同意に依存しているということが認められるならば、彼は王を持つことに賛成であった。彼の理念と当時の英国の状況との間には密接なつながりがあったことは明らかである。

ロックは立法府を政府の最高機関とみなしていたけれども、その権力は絶対的なものであつてはならなかった。政府の背後には社会があり、その社会はいぜんとして従来の自然権を保持したままである。立法府の権力は、其の極限において社会の公共善に限られている^⑨。そしてもしも政府が一般社会の信託に違反するような行動をするならば、社会は政府を解散させることが出来る^⑩。不正が明らかになって来た場合には、人民の多数者は市民政府の権威に抵抗するのである。人民の同意こそ政府の基盤でなくてはならない。政府の変更が実定法の範囲内で行なわれるかどうか

の問題に、ロックは決してはっきりと正面から取り組もうとはしなかった。彼が現われる以前からあった抵抗権理論の発達した形態である「革命の権利」についての彼の考えは、彼の理論の中でもっとも影響力の強い部分となった。

教会と国家との関係については、ロックは神権政治の有効性を認めようとはしなかった。彼の考えによれば、国家は社会秩序の維持にのみかかわり合いを持つべきであって、人の精神の問題を取扱うべきではない。彼は教会を自発的に形成された社会であると考え、強制権は教会には存在しないものと考えた。彼はまた、信教の自由を認めることに好意的であった。⑭ 世間に行なわれる諸々の意見は公共の平和を破壊する恐れがある場合においてのみ、国家によって抑圧されるべきである。⑮ カソリック教徒と回教徒と無神論者のみは、寛大に扱われるべきではない。何故ならば、カソリック教徒は外国の権力に忠誠心を抱いているし、回教徒の道徳はヨーロッパの文民制度 (European civil system) と両立しがたいし、無神論者は立派な行爲を是認することが出来ないからである。⑯

ロックの理論の中には彼より以前の思索家たちによって既に開発されていなかったものは殆んど含まれてはいないけれども、それは自然権や人民統治や抵抗権などの諸理念に、従来見られなかった明瞭性を与えたのであった。それはまた社会契約的理念に含まれる個人主義的な意味合いを強調した。⑰ ホッブスは政府の権威を絶対的なものにしようとしたが、ロックは政府の権威を限定付けようとした。⑱ 彼は同意の重要性を強調し、またホッブスと同様に個人の功利主義的な幸福を最も重要と考えた。ロックによれば、人間の幸せは私有財産とかく結びついているのである。彼は人間の合理主義と人間社会の人工的性質を過度に強調したのであり、後のルソーにみられたように国家を有機体的に理解することに欠けていた。ロックの理論はまた、彼の先行者に較ぶれば、もっと純粹に政治的であった。彼は教会と国家を分離したが、それは聖職者階級の独立を確保するためではなく、国家そのものの顕現性を主張するため

あつた。ロックの理論は本質的に穏和で実際のなもので、ホッブス程の明瞭さと論理性をもっていなかったけれども、彼の時代が抱えていた問題をホッブス以上にはつきりと叙述したのであつた。彼はそれによって人民の同意がより効果的になり個人の自由が保障されるような、政治の経路 (governmental channel) を確立しようとしたのであつた。ロックの諸提案はあらゆる面で實際上の留保を受けた。だが彼の理論は半真理性・躊躇性があつたにもかかわらず、ウィッグ党の指導者たちによって英国に樹立された政治体制への適応性をもっていたのである。それはウィッグの指導者たちの経済的なレセ・フェールと資本主義の理論を弁護した。ロックの思想の中には急進的な共産主義の理念もなかつたし社会的平等についての理論もなかつた。彼自身に所属するものに対する人間の権利は、生命と自由に対する人間の権利の基盤であるとの考えから、財産権は人間の基本的権利であるとされた。

後の著作家に対するロックの影響は甚大であつた。ウイリアム・モリノー (William Molyneux) は、アイルランドの自由を要求するにあつて、ロック理念の実現をはかつたのである。^⑩ フランスのユグノーやオランダの学者の中には彼の理論を採用したものが多くいる。モンテスキューはロックの権力分立論を彼の著作の主要テーマとして、これを発展させた。ロックの理論はルソーによってさらに大胆な形式の社会契約へと発展させられた。そしてフランス革命の主要な思想的源泉となつたのである。アメリカにおいては独立宣言やアメリカ憲法の起草者たちが、ロックの理念から多くのものを引き出したのであつた。^⑪ 人間の精神と制度の近代化にこれ程大きな影響力を持った人は、ほかに見当らない。

注

① したがって、政治思想史、政治学の書物の中にはこの二人の所説の紹介や批評のために章数を割いているものが多い。次

- London, 1925. Ritchie, D. G., *Natural Rights*, London, 1924. Sternberg, K., *Staatsphilosophie*, Berlin, 1923. Sloane, W. M., *The Powers and Aims of Western Democracy*, New York, 1898. Seeley, J. R., *Introduction to Political Science*, London, 1919. Vaughan, C. E., *Studies in the History of Political Philosophy: Before and after Rousseau*, London, 1925. Wallace, W. K., *The Passing of Politics*, Oxford, 1921. Waldecker, L., *Allgemeine Staatslehre*, Berlin, 1927. Wilson, W., *The State*, 1898. Ward, P. W., *Sovereignty*, London, 1928.
- ② Engelmann, G., *Political Philosophy: From Plato to Jeremy Bentham*, New York, 1927. Willoughby, W. W., *The Political Theories of the Ancient World*, London, 1903. Myres, J., *The Political Ideas of the Greeks*, New York, 1927, p. 38. Barker, E., *Greek Political Theory: Plato and His Predecessors*, London, 1918, pp. 123, 159-160, 309. Barker, E., *The Political Thought of Plato and Aristotle*, London, 1906, pp. 36, 37, 38, 99, 70, 71, 505, 506, 100, 186, 187, 157, 520. Temple, W., *Christianity and the State*, London, 1928, p. 46ff.
- ③ Barker, E., *op. cit.*, (*The Political Thought of Plato and Aristotle*, London, 1906), pp. 15, 57, 58, 208, 270, 483, 498, 499, 482.
- ④ オクタヴィアス・ホールは「ユス・ゲンチウムがユス・ナチュラーレと区別されるのは、前者が奴隷を制度として認めつつもただ「ゆるい」を述べつつの (Octavius Hall, *Roman Law for Students*, London, 1928, p. 2.) ムーリス・ホーマーは「十三箇所を除けば法学者たちの著作はほとんど jus gentium と jus naturale が同じものである」として取扱わねばならぬと述べつつの (W. Addington Willis and David T. Oliver, *Roman Law: Examination Guide*, London, 1904, p. 7.) の二つを同一視した著者の中で最も代表的な人はキナクロンである。ヨロヴァンナ (Jolowicz) はキナクロンだけを著者が一般的に「この両者を区別せずに用いようとする」と教えた (H. F. Jolowicz, *Historical Introduction to the Study of Roman Law*, Cambridge, 1939, p. 104) なる Willoughby, W. W., *op. cit.*, chap. XVII.
- ⑤ jus naturale と jus civile の区別は Willoughby, *op. cit.*, p. 248. Declareuil, J., *Rome the Law-Giver*, London, 1927, pp. 28, 29. Jolowicz, *op. cit.*, pp. 100-105. Muirhead, J., *Historical Introduction to the Private Law of Rome*, London, 1916, p. 216.

- ⑥ 注④とも関連して、やはり次のことに注意したい。「ウルピヤヌス Domitus Ulpianus は自然法を人が動物と共有してゐる本能を同一視し、しかもそれがユスチニヤヌスのローマ法提要 (Institutes) に採用されてゐるのを目立ってほめるが、しかし其れは法学の文献の中では孤立した意見であり、何らかの一貫性のある法理論の根拠には決してならなかつた」(Jolowicz, op. cit., p. 105)。このよう考へかたで、両者を区別したのである。……
- ⑦ マテム・ボキナスはこの三つのほかにもローマ法源 (the eternal law) を加へてゐる (R. W. Carlyle and A. J. Carlyle, A History of Medieval Political Theory in the West, Vol. 5, London, MCMXXVIII, p. 38)
- ⑧ Decalogue について Encyclopaedia Britannica, London, 1957, Vol. 7, p.120
- ⑨ Richard Hooker について Alexander Passerin D'Entrèves, The Medieval Contribution to Political Thought, Oxford, 1939, Chap. VI, Wilson, op. cit., pp. 9, 10, 11.
- ⑩ Hugo Grotius について Knight, W. S. M., The Life and Works of Hugo Grotius, London, 1925, Figgis, J. N., Studies of Political Thought from Gerson to Grotius: 1414-1625, Cambridge, 1923, Chap. VII
- ⑪ Juan de Mariana について Figgis, J. N., op. cit., pp. 30, 141. Murray, R. H., The History of Political Science, Cambridge, 1926, p. 142. Dunning, W. A., A History of Political Theories from Luther to Montesquieu, New York, 1919, p. 68ff.
- ⑫ 養蚕や國家の成立について Doyle, P., A History of Political Thought, London, 1933, p. 82ff. Watson, J., The State in Peace and War, Glasgow, 1919, pp. 68-80.
- ⑬ Garner, J. W., Introduction to Political Science, New York, 1919, p. 95 ローマ法における社会契約論については Willoughby, W. W., op. cit., p. 241ff. フリストトテニス政治学における人民の資質すべからざる王者に対する統治権の委付については Engelman, G., Political Philosophy, London, 1927, pp. 42, 43
- ⑭ Gierke, O., Political Theories of the Middle Ages (English Translation by F. W. Maitland), Cambridge, 1922, p. 90 及び一八七頁の註三〇六を参る
- ⑮ 十四世紀の最初の四分の一世紀に「ジャンダン (Jean Jandun) はパリ大学で主権は人民固有のものであり彼はそれを統

治者と委託するにたゞ彼と授けしうら。だが、シヤンソンの理論がゆゑにただ彼は Roman jurists の “Lex Regia” の解釈の復元である (D. J. Hill, *The People's Government*, London, 1915, p. 66)

①⑨ Declareuil, J., op. cit., pp. 222-231, 152, 346.

①⑦ Allen, J. W., *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, London, 1928, pp. 336-342.

①⑧ Lee, R. W., *The Social Compact*, Oxford, 1898, pp. 17-27.

①⑨ Henry, Lord Brougham F. R. S., *Political Philosophy*, Vol. I. London, 1844, pp. 34, 35. (The House of Commons of the Convention Parliament, in January, 1689, passed a resolution that James II. had “broken the original contract between king and people,” and this..... was given as the ground for declaring the throne vacant; . . .) かくして、自然法と社会契約にかんする理論と史実の交錯は英国において其の頂点に達したのである。

②⑩ Watson, J., op. cit., pp. 116, 117, 147. Farrel, H. P., *An Introduction to Political Philosophy*, London, 1917, pp. 170, 171.

②⑪ 彼の政治理論は次の三冊の書によつて明らかになつた。De Corpore Politico, 1640. De Cive, 1642. 及び Leviathan, 1651.

②⑫ Engelman, op. cit., p. 149

②⑬ F. W. Maitland *ゼスミス* は次のやうに註釋してゐる。‘the Rev. Prof. Dr. Sir Thomas Smith, Kent, Dean of Carlisle, Provost of Eton, Ambassador to the Court of France and Secretary of State to Queen Elizabeth’

②⑭ Murray, R. H., *The History of Political Science*, Cambridge, 1926, p. 65

②⑮ 道徳は美定法に従属する。安定した社会が表現した時においてのみ道徳法が効力をもつ。国家法はその形式はどうであれ、道徳と呼ばれる法に優先せねばならぬ (Robertson, G. C., *Hobbes*, London, 1901, p. 143)

②⑯ Rickaby, J. は其の著・自由意志と四人の英国哲学者・ロンドン・一九〇六年の三四頁で ‘There is nothing moral in Hobbes's philosophy.’ といふ (キヤルソンの書はインテリゲンツヤで印刷されてゐる)。

②⑰ Garner, J. W., *Introduction to Political Sciences*, New York, 1910, p. 98.

- ②⑧ Murray, R. H., *op. cit.*, p. 210
- ②⑨ Ibidem.
- ③⑩ Murray, R. H., *op. cit.*, p. 209.
- ③⑪ Cranston, M. ed., *Western Political Philosopher*, London, 1964, p. 47. Caspary, A., *Geschichte der Staatstheorien im Grundriss*, Berlin, 1924, p. 34. (本文べ、私は君主政治をむしろ望ましい政府形態であるというのがホッブスの見解であると述べておいたが、カスバリの本ではむしろ望ましいという表現よりもっと強い表現がされている。カスバリは「一番合目的なのは君主政治である」と言っている。ホッブスの解釈としては、克蘭ストンの方が正確である。)
- ③⑫ Leviathan, Chap. XIX. Lord, A. R., *op. cit.*, pp. 72, 73, 74.
- ③⑬ Lee, R. W., *The Social Compact*, Oxford, 1898, p. 46
- ③⑭ Lord, A. R., *op. cit.*, p. 73
- ③⑮ Leviathan, Chap. XIX
- ③⑯ Leviathan, Chap. XXI
- ③⑰ Leviathan, Chap XXI, Coker, F. W., *op. cit.*, p. 338
- ③⑱ Leviathan, edited with an introduction by Michael Oakeshott (Basil Blackwell, Oxford), p. 143
- ③⑲ 何故ならこの部分では、革命権が是認されているように思えるからである。この点について水田洋氏は、岩波文庫本の翻訳の百十一頁の註において、「これは革命権の消極的是認をいみするであろう。しかし、あきらかにホッブスは、積極的に革命をおこなす権利を否定する」と述べておられる。
- ④⑰ Leviathan, with an introduction by Henry Morley, 3rd ed., London, 1887, p. 126
- ④⑱ 水田洋氏・前掲書・一八一頁。'Law made, if not also made known, is no law.' Oakeshott, M., *op. cit.*, p. 176
- ④⑳ Graham, W., *op. cit.*, p. 49
- ④㉑ Lee, R. W., *op. cit.*, p. 60
- ④㉒ James Harrington (1611-1677) 著 Coker, F. W., *op. cit.*, pp. 335-379. 原田綱・政治的自由の理念・研進社・

昭和廿二年・四六一—五二頁。John Milton (1608-1674) について Coker, F. W., op. cit., pp. 279-297.

- ④⑤ チャールズ二世には事実、宗教的信念など存在しなかった。彼はローマの教会が王にとって一番便利な存在であると考えていた。死ぬまぎわに彼は自分がカソリック教徒である旨を宣言している。だが彼は実際には懷疑主義者であったのである (Ramsay Muir, *British History*, London, 1929, p. 291) したがってどの宗派についても特に熱心になることはなかった。されば、キングとその宮廷とはカソリック、キャバリエ議会は英吉利国教監督制度のプロテスタント、國民、特に中産階級や下層社会の多数は非国教信者であった (ポール・ニコル・高山一彦訳・英国史・白水社・一九六七年・五八一—六七頁。松浦嘉一・英国史・研究社・昭和十七年・一七三—一七五頁)

- ④⑥ ジョン・アダムズによれば、アメリカ革命の原則はアリストテレス、プラトン、リヴィイ、ケケロ、シドニー、ハリントンおよびロックの原則である。シドニーはケケロのあと、ハリントンの前にあげられている。彼の主要著書は *Discourses concerning Government*, 1689. である (Murray, op. cit., p. 281)。W・K・ウォーレスはアメリカ革命を推進した人たちの心の背景になつた人としてハリントン、シドニーおよびロックをあげている (Wallace, W. K., *Passing of Politics*, London, 1924, p. 174)

- ④⑦ 当時はフランスの力がルイ十四の指導下にまさに強大になり、チャールズ五世やフィリップ二世のスペインよりも、ヨーロッパの自由ならびに英国の自由にとって重大な脅威となるであろうと考えられていた。だがクロムエルは一二二四—一六二九年間に英国の権勢がエリザベス朝時代のそれにくらべるとゼロに近い点にまで落下してしまつたことを無視し、かかる英国権勢の落下期以前にひろく英国において持たれていた古い外交政策の理念をもちつづけていて、フランスの必然的危険性を見破ることが出来なかつた。彼はスペインをばプロテスタントイスマおよび英国にとっての古来からの敵“ancient enemy”であると考え、フランスと同盟してスペインとたたかつたのであつた (Ramsay Muir, *British History: A Survey of the History of all the British Peoples*, London, 1929, pp. 255, 287)

- ④⑧ Robert Livingston Schuyler, *The Constitution of the United States: A Historical Survey of Its Formation*, New York, 1923, p. 28. James M. Beck, *The Constitution of the United States*, New York, 1924, p. 20.

- ④⑨ ロックとモンタニエリとの関係について Cranston, M., *Locke*, New York, 1961, pp. 10-13

- ⑤⑥ Gough, J. W., ed., *The Second Treatise of Government* by John Locke, Oxford, 1966, pp. x. xi.
- ⑤⑦ Cranston, M., op. cit., pp. 15-16.
- ⑤⑧ Dunn, J., *The Political Thought of John Locke*, Cambridge, 1969, p. 103
- ⑤⑨ Dunn, J., op. cit., p. 106
- ⑤⑩ Dunn, J., op. cit., p. 194.
- ⑤⑪ Cranston, M., op. cit., p. 16.
- ⑤⑫ Gough, J. W., op. cit., p. 13
- ⑤⑬ 「長い間その大部分が共有状態にあったと共に、しかもいざとして人類が利用し得るよりもはるかに多くさまざまな状態として存在する共有物の上に、誰かが自らすすんで労働を付加した時には何時でも、其の労働によって財産権が発生した」(John Locke, *Two Treatises of Government*, London, MDCCXXI, printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C. Brown, Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, p. 225) 「この地球ならびにすすこの劣等被造物はすべての人に亘って共有のものであるが、しかもすすんでの人は彼自身の人格の中にある財産をもっている。そしてこの財産に対しては彼以外に誰も権利をもっていない。彼の肉体の労働ならびに彼の手の作業はまさに彼のものであると我々は言えるであろう。すすれば自然が設けかつ置き残した状態から彼が引き出すものは何でも、彼がそれに労働を混入せしめたものであり彼自身のものであるものをそれに混入させたのである。そしてそれによって彼はそれを彼自身の財産にしているのだ。財産は彼によって自然の中にそれがおかれている状態から引き出されてくるのであり、この労働によって他人の共有権を排除するそれに付加された或るものをもつてくるのである」(Gough, J. W., op. cit., p. 15.)
- ⑤⑭ これをロックは次のように表現した。'the law of nature begin unwritten, and so nowhere to be found but in the minds of men, they who through passion or interest shall miscite or misapply it, cannot so easily be convinced of their mistake where there is no established judge.' (Gough, J. W., op. cit., p. 69) また、次のように述べた。'in the state of nature every one has the executive power of the law of nature.' (*Two Treatise of Government* by John Locke, London, 1821, Printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C. Brown,

- Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, p. 197)
- ⑤9 市民政府二論・第二部・百廿五節
同右・百卅六節
- ⑥0 Laski, H. J., op. cit., p. 36. Gettell, R. G., *History of Political Thought*, New York, 1924, p. 225
- ⑥1 John Locke, *Of Civil Government and Toleration*, with an Introduction by H. Morley, London, p. 60 マンンの多数支配理念を其の批評にめぐらした Macpherson, C. B., *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford, 1962, pp. 252-255.
- ⑥2 Gettel, R. G., *ibid.* マンンは「多数者支配は暴君的になり得る。だが共通に認められた手続のない国家は混沌たる無秩序状態となるため」と言っている Monson, C. H., *Locke's Political Theory and Its Interpreters*, Armstrong, D. M. and Martin, C. B. ed., *Locke and Berkeley*, London, p.197
- ⑥3 Dunning, W. A., *A History of Political Theories: From Luther to Montesquieu*, New York, 1919, pp. 352, 353.
- ⑥4 Dunning, W. A., *ibid.*
- ⑥5 クラントンによれば「ロックは社会契約が実際に行なわれたものと信じていた。人がかつて自然的な無政府状態の中に暮しており、それから結合して政治社会を形成したのは歴史的な事実であるとロックは信じていた。」Cranston, M., *Locke*, N. Y. 1961, p. 15 だが「アロン (Aron, R. I.) は次のように述べて社会契約が歴史的事実であるという考えを痛烈に批判している。「政治社会が社会契約によつてはじまったというのは、本当ではない。自由人が契約関係に入り、そしてそれによつて政治集団を創設するというこの理論に対しては、歴史も社会学も殆んど支持を与えない。通常は、社会が原始的であればあるほど、其の中にある個人個人の自由の度合は少ない。そして政治社会発生前の国家 (the pre-political state) の自由な個人とは、政治理論家の架空の創造物 (a mythical creation of the political theorist) であるべきである」」Aron, R. I., *John Locke*, Oxford, 1937, p. 275
- ⑥6 Locke, *Of Civil Government and Toleration*, with an Introduction by Henry Morley, Chaps XII, XIII. Vaughan, C. E., *Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau*, London 1925, p. 14 ff Lowell,

L., op. cit., p. 153

- ⑥⑧ Laski, H. J., op. cit., p. 38. Vaughan, C. E., op. cit., p. 141. 市民政府二論・第二部・十章。なおロックが民主政治を a perfect democracy と言っているのは、アリストテレスが政府形態を Königtum, Aristokratie, Politie に分け、それが失敗した場合の三つは Tyrannis, Oligarchie, Demokratie となることを想起して、失敗したものと、いう感じをさけるために perfect という言葉を付加したのである。(Caspary, A., op. cit., p. 11)。しかし、oligarchy の方では、アリストテレスの区別を氣にとめていないようである。日本語に完全民主政治と完全の字をつけなかったのは、有名な政治学者がロックの政府形態の分類について述べる場合、通常それを省略するからである。たとえば、Laski, op. cit., p. 38. Dunning, op. cit., p. 355. Engelman, G., Masterwerke der Staatsphilosophie, Berlin, 1923, S. 143.

⑥⑨ ロックは市民政府二論・第二部・十章で権力を立法権と執行権と外交権 (federative power) に分けている。federative power を連邦権と訳さずに外交権と訳したのはロックの説明からその方が適当と思えたからである。それは別個のモンウエルの構成員との間に生ずる紛争や損害賠償の支払にかんして公的団体としてのモンウエルスが団体全体としてこれを処理する権力であり、この権力には戦争と平和、連盟と同盟にかんする権力ならびにモンウエルス以外のすべての人および社会との間の取引権が含まれる。J. W. Gough, ed., The Second Treatise of Government, Oxford, 1966, p. 12. の外交権は通常は執行権にうつなるものである。Janet, P., op. cit., p. 211. の三番目の区別は、特別の価値を帯びたもの。Laski, H. J., op. cit., p. 40

⑦⑩ J. W. Gough, op. cit., p. 68

⑦⑪ Gough, op. cit., p. 109

⑦⑫ ロックがロバート・フィルマーの族長崇拜的な考えにはっきりと訣別して、絶対主義理論に組織的な反駁をはじめたのは一六八一年の或る時点においてであって、それ以前のロックの政治に関する省察のどこをみても革命権についての叙述は見当りなく (John Dunn, The Political Thought of John Locke, Cambridge, 1969, p. 48)。だが注意する必要があることは、彼は抵抗することが望ましいのは何時かについて論じたのではなく、或る種の状況下においては何故人が抵抗権をも

つようになるのかについて論じたのである (J. Dunn, *op. cit.*, p. 50)。彼は次のように考える。王権は人民の権力委託によつて成立しているから王権は人民自身なのである。暴君が暴力をふるつて人民の生命や財産を奪うことは、だから人民が自分で自分の生命や財産を奪うことになるのであり、そのようなことは出来ない。「神と自然は人が彼自身の保持を否認するようなやりかたで自分自身を放棄することを決して許さない。そして彼は彼自身の生命を取りあげることは出来ないのだから、彼は他人にそれを取りあげる権力を与えることも出来ない」(Two Treatises of Government, London, printed for Whitmore and Fenn, Charing Cross; and C. Brown, Duke Street, Lincoln's-Inn-Fields, MDCCCXXI, p. 335) このような論法で彼は反抗の権利を生じさせる状況を説明して行くのである。ロックの理論をダンはさらに次のように説明する。君主は臣民と同じように罪ぶかい人たち (sinful men) であるから、彼の権力は遅かれ早かれ乱用されることは確実である。そしてこのことが革命を導入し、また君主の権威にかせをはめる政治形式の発達をもたらす」(Dunn, *op. cit.*, p. 119) 二政府論・二部・二二四節においてロックは次のように言っている。「The people generally ill treated, and contrary to right, will be ready upon any occasion to ease themselves of a burden that sets heavy upon them」(Two Treatises of Government, *op. cit.*, p. 381)

②③ Laski, H. J. *op. cit.*, p. 44

②④ 彼は次のように主張している「何人も彼の隣人が自分と異なった宗教を信じているからといって危害を受ける訳ではな
い。いかなる市民社会も其の構成員の宗教が相互に異なっているからとつて危害を蒙る訳ではなす」(Fraser, A. C.,
Locke, London, 1890, p. 94)

②⑤ Fraser, *op. cit.*, pp. 95, 96.

②⑥ Laski, *op. cit.*, p. 44

②⑦ J. W. Gough は次のように言っている「彼の政治的見解は其の構造においても詳細な点においても独創的なものではなかつた。彼の議論と彼に先立って活躍した多くの学者たちの議論との間には、類似点が認められる」J. W. Gough, *op. cit.*, p. xii (Introduction)。モリス・クラムストンはロックの古くからの親密な友人 James Tyrrel の著書 Patriarcha non Monarcha, London, 1681とロックの市民政府論が其の議論のすすめかたにおいて非常に似ていることを指摘して

る (M. Cranston, Locke, p. 14)。

⑳ ロックは英国革命 (English Revolution) を正当化せんがために二政府論を書いた。それ故、ホッブスが支配者と被支配者との契約がひとたびなされると、決してそれを破ることは出来ないとしたのに対して、ロックの議論は社会は破ることの出来ない契約にもとずいているけれども、社会と其の社会がくり出した政府との間の契約は、或る種の状況下においては破ることが出来ると述べた (E. F. Bowman, An Introduction to Political Science, London, 1927, p. 186)

㉑ ウェストミンスター議会のアイerlandの羊毛産業を破滅させるような法律を採択した時、彼は既にロックの二政府論を読んでおり、アイerland人が社会契約の恩恵から除外されていることに疑問をいだいた。当時アイerlandの議会は英国議会の監督下にあり、英国議会の決議はアイerlandの法律としての効力をもった。彼はロックに抗議の手紙をおくるのであるが、この間の事情をバステイードは次のように書いている。Molynaux, dans une de ses lettres, demandait «à l'auteur des Traités du gouvernement s'il était juste d'imposer des lois à un pays sans le consentement du peuple et sans en consulter les représentants.» (Bastide, C., John Locke, ses theories politiques et leur influence en Angleterre, Paris, 1906, p. 286)

㉒ Charles E. Martin, An Introduction to the Study of the American Constitution, Los Angeles, 1925, pp. 5, 6. には次のような記述がある。「ロックの著作はアダムズやオーチスの教科書となった。権威の源泉と恒久性を探求するにあたって、彼らはまずロックの著作に根拠を求めた。ロックの理念は独立宣言の中に取り入れられた。そしてそれは、アメリカ革命の正当化に役立ったのである。」

Carl Becker, The Declaration of Independence: A Study in the History of Political Ideas, New York, 1922, p. 27 には次のような記述がある。「大部分のアメリカ人は、ロックの著作を一種の政治的福音書として吸収した。そして独立宣言は其の形式においても其の言葉のいかいにおいても、ロックの市民政府二論の中のいくつかの文節の密接な踏襲なのである。」

Marian D. Irish and James W. Prothro, The Politics of American Democracy, London, 1962, p. 506 には次のような記述がある。「十七世紀英国の清教徒革命」「名誉革命」の哲学者・ジョン・ロック——彼の理念は一七七六年の独

ジョン・ロックとトマス・ホッブス

立宣言と一七八七年の憲法の両方に滲透している」。